

開催中

段差の解消から手すりの設置、温熱バリアフリーまで
住まいの不備はリフォームで解決できます

バリアフリー リフォーム相談会

10月1日（月）～ 10月31日（水）



こんなお悩みございませんか？

- 玄関の階段が登りづらい…
- トイレや廊下に手すりをつけたい…
- 急な階段を何とかしたい…
- 家の中での温度差を解消したい…

そのお悩み！三井のリフォームでご相談を承ります。
詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

同時開催 収納のお悩み相談実施中

このほかお住まいのお困りごとならなんでもお気軽にご相談ください。

ご相談
お問い合わせ

上大岡店 0120-888-379

京浜マイホームサービス株式会社 / 〒234-0051 横浜市港南区日野5-1-11

地域の皆様のホームドクター

三井の**リフォーム**

スマイル

素敵な毎日過ごすための
リフォームだより

2018秋号

ごあいさつ

長く暑い夏が漸く終り、過ごしやすい季節となりました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでいらっしゃいますか。夏の疲れが出やすい時期、どうぞご自愛くださいませ。

さて、今号はそんな疲れた身体で転倒等家庭内事故に遭わないために、バリアフリー（特に住まいに潜む危険箇所）についてご説明いたします。バリアフリーは、高齢者や障がい者にとどまらず、家族が安心、安全、快適に暮らしていくための備えでもあります。この機会に住まいの危険箇所を点検されてみてはいかがでしょうか。

季節の 四字熟語

秋高气爽

しゅうこうきそう



秋の空が高く、すっきりと晴れ渡っていて、空気がさっぱりとしていること。「秋高」は秋の空が晴れ渡っていて高いこと。「気爽」はさっぱりとしていて心地よい空気のこと。類義語としては、「天高气清（てんこうきせい）」「秋高馬肥（しゅうこうばひ）」など

ではここで例文を

酷暑が過ぎ去り「秋高气爽」の毎日で、趣味の読書がより一層楽しめます。

リフォーム 用語の ミニ知識

リフォームに役立つ
用語をご紹介します

あ上がり框

あがりかまち

玄関の土間から床の上がり口に
に設けられた化粧の横木。



三井の**リフォーム**

バリアフリー

転倒しやすいお住まいではありませんか

住まいの不備の中には、気づきやすい場所(水回り)と気づきにくい場所(転倒転落事故を起こしやすい環境)があります。まずは生活環境に潜む危険な場所や使いにくい場所、段差、またぐ場所、床の滑りやすさ、暗がり、障害物、色合い、屋外の段差などを確認しましょう。

転倒の原因となりやすい環境の一例 (気づきにくい場所)



- 段差回りの天井に照明がない
- 見分けにくい同色系の壁と床
- 戸枠の段差
- 敷居の段差(3cm程度の段差はつまづきやすい)
- 滑りやすい床面

上記以外に滑りやすい床の上にある足ふきマットも、その上でスリッパに履き替える動作などから、転倒に繋がることがあります。マットの下に滑り止めネットを挟むなどで避けられますが、住まいのバリアフリー化はそういったちょっとした工夫から、リフォーム工事を必要とするものまで多岐にわたります。少しでも該当する場合は、安心・安全のために改善をお勧めいたします。

バリアフリーリフォームで住まいの不備を解消した例



- Ⓐ手すりと式台(一段)を設けて上がりやすく
- Ⓑスロープを設置
- Ⓒ洗面台の下に空間を設け車いすなど腰掛けて作業できるように
- Ⓓ廊下と色を変えて見やすく
- Ⓔ手すりを設置
- Ⓕ段数を増やして急勾配を解消
- Ⓖ入り口をフラットにし、動作がしやすい引き戸を採用
- Ⓖ生活動線全てに手すりを設置しドアを引き戸に

リフォームの減税制度 - バリアフリーリフォーム

一定の要件を満たした改修工事を行うことで、所得税の控除・固定資産税の減額措置が受けられます。詳しくは当店までご相談ください。

- ◆所得税(投資型減税) 最大控除額 20万円
制度期間: 改修後の居住開始日が2009年4月1日~2021年12月31日
- ◆所得税(ローン型減税) 最大控除額 62.5万円
制度期間: 改修後の居住開始日が2007年4月1日~2021年12月31日

- ◆固定資産税の減額 減額 1/3を軽減
工事完了期間: 2007年4月1日~2020年3月31日

◎改修工事の種類

- ①通路等の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥段差の解消
- ⑦出入口の戸の改良
- ⑧滑りにくい床材料への取替え

◎対象となる工事

工事の内容	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
左記①~⑧のいずれかに該当するバリアフリー改修工事であること	○	○	○
バリアフリー改修の標準的な工事費用相当額から補助金等を控除した額が50万円超であること	○		
対象となるバリアフリー改修工事費用から補助金等を控除した額が50万円超であること		○	○
居住部分の工事費が改修工事全体の費用の1/2以上であること(併用住宅の場合)	○	○	

◎住宅等の要件

要件	所得税の控除		固定資産税の減額
	投資型減税	ローン型減税	
次の①~④のいずれかが自ら所有し、居住する住宅であること ①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者 ④65歳以上の親族または②もしくは③に該当する親族のいずれかと同居している者	○	○	
次の①~③のいずれかが居住する住宅であること ①65歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障がい者			○
床面積の1/2以上が居住用であること(併用住宅の場合)	○	○	○
改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること	○	○	
改修工事後の床面積が50㎡以上であること	○	○	○※
新築された日から10年以上を経過した住宅であること(賃貸住宅を除く)			○

※ 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること